

南幌町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南幌町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 31 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年度(供用開始後33年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	21.0	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区(江別処理区)		
処理場数	処理場無し(江別浄化センターへ流入)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	汚水処理について、計画当初より江別市汚水幹線に流入させ江別浄化センターにおいて処理する事とし、計画当初の昭和50年度に公共下水道処理区域面積312.9haとして事業認可を受け事業着手しており、昭和60年より順次供用開始しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	本町の下水道の使用料体系は、使用水量に応じた従量制となっています。																										
業務用使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">用途区分</th> <th>水量</th> <th colspan="2">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td>基本料金</td> <td>8m³まで</td> <td colspan="2">1,131円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">超過料金</td> <td>1m³~12m³まで1m³につき</td> <td colspan="2">226円</td> </tr> <tr> <td>12m³を超える1m³につき</td> <td colspan="2">272円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">湯屋用</td> <td>1m³につき</td> <td colspan="2">38円</td> </tr> </tbody> </table>					用途区分		水量	料金		一般用	基本料金	8m ³ まで	1,131円		超過料金	1m ³ ~12m ³ まで1m ³ につき	226円		12m ³ を超える1m ³ につき	272円		湯屋用		1m ³ につき	38円	
用途区分		水量	料金																								
一般用	基本料金	8m ³ まで	1,131円																								
	超過料金	1m ³ ~12m ³ まで1m ³ につき	226円																								
		12m ³ を超える1m ³ につき	272円																								
湯屋用		1m ³ につき	38円																								
その他使用料体系の 概要・考え方																											
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,843	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	4,284	円																				
	平成28年度	3,843	円		平成28年度	4,275	円																				
	平成29年度	3,843	円		平成29年度	4,229	円																				

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	公共下水道事業に従事しているものは兼務を含め4名です。 職員給与費の予算措置は、下水道事業特別会計に2名置いている状況です。
事業運営組織	本町の公共下水道事業は、都市整備課都市施設グループで所管し、都市計画、建築住宅、合併処理浄化槽及び農業集落排水事業等をグループ制で運営しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	ポンプ場管理業務・電気設備点検業務・電気設備保安管理業務・消防設備保守点検業務・污水管渠調査清掃業務・産業廃棄物処理業務を民間業者に委託しています。また、下水道使用料算定及び使用料徴収業務については、上水道管理者に業務委託をしています。
	イ 指定管理者制度	処理場を有していないため、現在の民間委託を継続していく予定ですので、指定管理者制度の検討はしていません。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階ではありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	エネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用土地・施設等はないため、土地・施設の活用等は行っていません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>平成29年度に策定・公表しました、平成28年度決算「経営比較分析表」を添付しています。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、当町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>

2. 経営の基本方針

公共下水道事業は、「水環境の保全」「快適な生活環境の確保」など、豊かで快適な生活環境を実現するために欠くことのできない都市基盤施設であることからその整備促進に取り組んでいきます。

○持続的な下水道サービスの提供
ストックマネジメントを導入し、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理を行い施設の安全性を確保します。

○安定した経営基盤の確立
投資・財政計画を策定し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- 投資の目標に関する事項
補助事業による建設改良工事については概ね完了しており、現在下水道普及率は71.81%である。今後は管渠等の維持管理及び改修等が重要と考えています。
- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
管渠等の標準耐用年数が近づいているため、ストックマネジメント計画を策定し施設の調査・点検・修繕を図りながら維持管理に努めてまいります。
- 投資の平準化に関する事項
ストックマネジメント計画を策定し、計画的に改修等を進めることにより投資の平準化を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

- 財源の目標に関する事項
下水道ストックマネジメント導入に係る経費及び国庫補助金・企業債収入を平成32年度から計画しております。また、一般会計からの繰入を極力減らすために適正な料金の検討を行ってまいります。
- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
人口減少が続いており、今後においても減少傾向が続く見込みです。
- 企業債に関する事項
地方債は、現状で予測される投資的事業の財源及び償還金額の平準化を図ることを想定して算定しています。
- 繰入金に関する事項
一般会計からの繰入金については、年度ごとの維持管理費及び資本費から繰出し基準ごとに算出し、収支が均衡しない場合においては基準外繰入として計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- 職員給与費に関する事項
現在の職員数は変えずに、昇給等により毎年0.2%の増加としています。
- 動力費に関する事項
過去の実績を基に費用を算定しています。
- 修繕費に関する事項
ポンプ場、管渠ともに経年劣化が進んでいることから、修繕費は増加傾向を見込んでいます。また、江別市が行う建設工事について年次計画により南幌関連負担分を算定しています。
- 委託費に関する事項
委託費は過去の実績を基に人件費等の上昇を考慮して算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	事業計画当初より、江別市と汚水処理について広域化・共同化しており、今後最適化についても検討してまいります。
投資の平準化に関する事項	今後、策定予定のストックマネジメント計画に沿って投資の平準化を図ってまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他市町村の実例を参考にしながら検討してまいります。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後においても、人口減少による使用料収入の減収や老朽化に伴う施設の改築等を控えていることから、使用料の見直しを行います。 見直しの実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合には利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。
資産活用による収入増加の取組について	本町の公共下水道事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込めません。
その他の取組	建設改良の実施に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道サービスの向上、維持管理費用の軽減等の観点から他の事業団体の動向等を注視しながら検討してまいります。
職員給与費に関する事項	現在、2名の職員給与費を置いて算定していますが、事業の重要性や業務内容により必要に応じて職員の適正配置に努めます。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減を引続き取り組んでまいります。
薬品費に関する事項	該当ありません。
修繕費に関する事項	今後は、ストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの最小化を踏まえた改築・修繕を実施してまいります。
委託費に関する事項	業務内容について検討しながら、経費の削減、効率化に努めてまいります。
その他の取組	下水道使用料算定及び使用料徴収業務について、引き続き上水道管理者に委託し、収納率向上による財源の確保に努めてまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、3～5年毎に見直し(ローリング)を行い、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
---------------------	---

経営比較分析表（平成28年度決算）

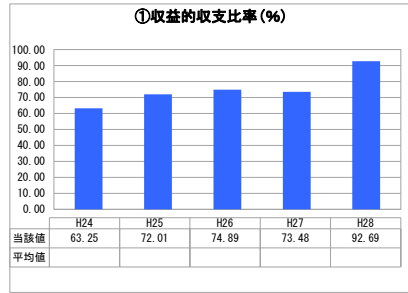
北海道 南幌町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	71.81	71.67	3,843

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,785	81.36	95.69
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
5,556	2.64	2,104.55

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



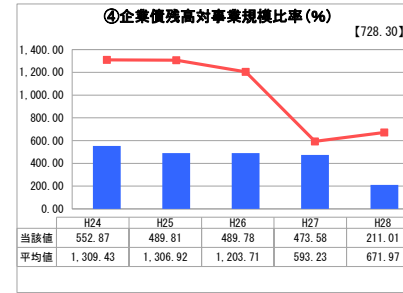
「単年度の収支」



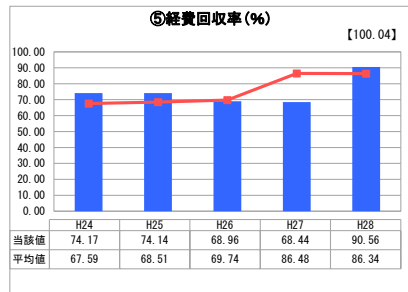
「累積欠損」



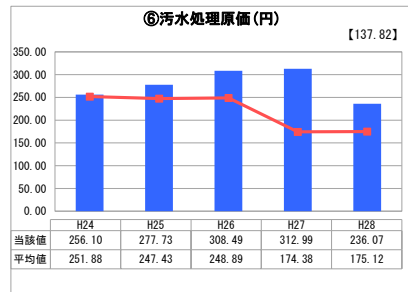
「支払能力」



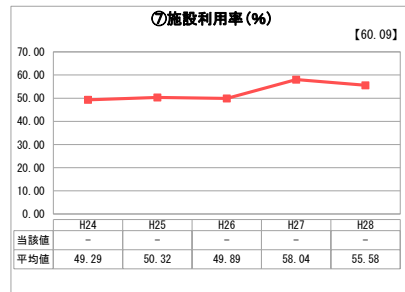
「債務残高」



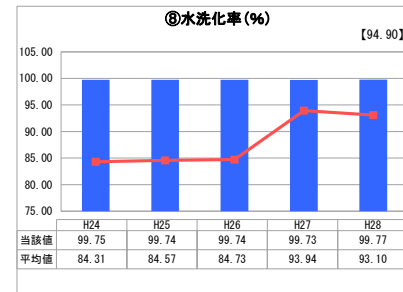
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

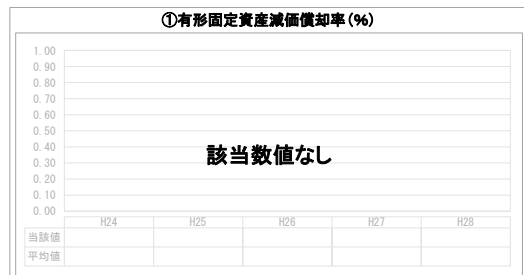


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

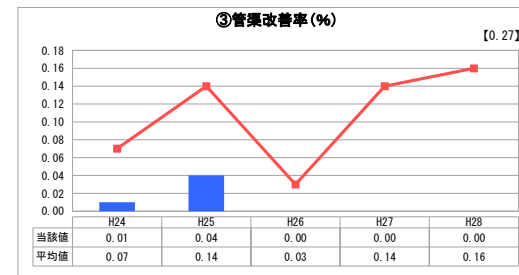
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
収益的収支比率について、人口減少等により料金収入の増収は見込めないが、企業債残高は減少しているため経営状況は改善傾向である。

④企業債残高対事業規模比率
企業債残高については、企業債償還終了に伴い減少しているが、広域処理に係る建設費負担に対する新規借入を平成26年度より行っているため、今後は現状の状況で推移していくと考えられる。

⑤経費回収率
経費回収率は100%を割り込んでいるが、類似団体平均値とほぼ同様である。今後においても更なる汚水処理経費の削減、適正な使用料収入の確保が必要である。

⑥汚水処理原価
汚水処理原価は類似団体平均値より高めとなっており、有収水量に対して汚水処理に係る経費が高くなっていることが考えられる。今後において計画的な補修や機器の更新により維持管理費等の削減の取り組みを行っていく必要がある。

⑧水洗化率
水洗化率について、約100%となっておりますが今後もより良い生活環境の実現、水質保全に貢献するため、より一層水洗化の推進に努めます。

2. 老朽化の状況について

当町においては、昭和50年度より下水道事業を実施しており、最も老朽化の大きい管渠で布設から42年経過していることから、管理の標準的耐用年数が50年である事を踏まえ、定期的な管渠調査や予防保全を行っていく事が必要と考えます。

全体総括

南幌町の公共下水道事業においては、類似団体と比較すると、企業債残高対事業規模比率が低いにも拘らず汚水処理費を料金収入で賄えていないのが現状であり、今後においては更なる経営改善に向けた取組を行っていく事が必要です。

また、汚水管渠・ポンプ施設についても老朽化が進んでいることを踏まえ、適正かつ計画的な更新計画を検討していく事が必要と考えます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

収 支 計 画(公共下水道事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	180,974	174,067	170,004	166,293	163,471	160,594	159,235	157,456	156,664	155,145	154,126	152,573	
	(1)	営 業 収 益 (B)	128,936	125,019	121,202	117,735	115,156	112,520	111,401	109,862	109,308	108,025	107,242	105,924	
		ア 料 金 収 入	114,108	110,759	110,205	109,654	109,106	108,560	108,017	107,477	106,940	106,405	105,873	105,344	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ その他(雨水処理負担金)	11,516	11,197	8,102	5,186	3,155	1,065	681	2,385	2,368	1,620	1,369	580	
		(その他)	3,312	3,063	2,895	2,895	2,895	2,895	2,703						
	(2)	営 業 外 収 益	52,038	49,048	48,802	48,558	48,315	48,074	47,833	47,594	47,356	47,119	46,884	46,649	
		ア 他 会 計 繰 入 金	46,266	43,679	43,460	43,243	43,026	42,811	42,597	42,384	42,172	41,962	41,752	41,543	
		イ そ の 他	5,772	5,369	5,342	5,315	5,289	5,262	5,236	5,210	5,184	5,158	5,132	5,106	
	収 益 的 収 支	2	総 費 用 (D)	121,417	117,147	117,173	123,448	123,690	123,993	124,275	124,647	125,246	125,972	126,816	127,729
		(1)	営 業 費 用	104,294	101,951	103,133	110,467	111,742	113,033	114,340	115,664	117,005	118,363	119,739	121,132
			ア 職 員 給 与 費 うち退職手当	16,438	16,366	16,693	17,027	17,367	17,715	18,069	18,430	18,799	19,175	19,559	19,950
			イ そ の 他	87,856	85,585	86,440	93,440	94,374	95,318	96,271	97,234	98,206	99,188	100,180	101,182
		(2)	営 業 外 費 用	17,123	15,196	14,040	12,981	11,948	10,960	9,935	8,982	8,241	7,609	7,077	6,597
		ア 支 払 利 息 うち一時借入金利息	11,761	10,374	9,243	8,208	7,199	6,235	5,233	4,304	3,586	2,977	2,469	2,012	
		イ そ の 他	5,362	4,822	4,797	4,773	4,749	4,725	4,702	4,678	4,655	4,632	4,608	4,585	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	59,557	56,920	52,831	42,845	39,781	36,601	34,959	32,810	31,418	29,172	27,310	24,844	
資 本 的 収 入		1	資 本 的 収 入 (F)	33,745	26,275	29,004	35,013	37,773	46,282	44,824	100,109	47,428	57,025	53,056	45,066
		(1)	地 方 債 償 還 債 資本費平準化債	21,000	12,800	23,600	12,700	15,000	15,600	10,600	66,900	22,500	27,500	25,500	25,000
		(2)	他 会 計 補 助 金	8,538	11,053	2,995	19,916	17,388	20,809	22,863	20,160	21,090	20,699	20,742	13,763
		(3)	他 会 計 借 入 金												
		(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5)	国(都道府県)補助金					3,000	7,500	9,000	10,700	1,500	6,500	4,500	4,000
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他	4,207	2,422	2,409	2,397	2,385	2,373	2,361	2,349	2,338	2,326	2,314	2,303	
	資 本 的 収 支	2	資 本 的 支 出 (G)	96,313	84,036	81,835	77,858	77,554	82,883	79,784	132,919	78,845	86,197	80,366	69,910
		(1)	建 設 改 良 費 うち職員給与費	22,490	17,320	22,000	22,000	18,700	23,100	19,600	77,700	26,000	36,000	32,000	31,000
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	73,823	66,716	59,835	55,858	58,854	59,783	60,184	55,219	52,845	50,197	48,366	38,910
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5)	そ の 他												
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 62,568	△ 57,761	△ 52,831	△ 42,845	△ 39,781	△ 36,601	△ 34,960	△ 32,810	△ 31,417	△ 29,172	△ 27,310	△ 24,844		

収 支 計 画(公共下水道事業)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 3,011	△ 841										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	7,413	4,402										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,402	3,561										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 (N)-(O)	4,402	3,561										
	黒字 (P)	赤字 (Q)										
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93	95	96	93	90	87	86	88	88	88	88	92
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	128,936	125,019	121,202	117,735	115,156	112,520	111,401	109,862	109,308	108,025	107,242	105,924
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	794,895	740,979	681,145	623,668	564,649	504,815	444,626	389,414	336,590	286,465	226,396	199,006

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
区 分												
収益的収支分	57,782	54,876	51,562	48,429	46,181	43,876	43,278	44,769	44,540	43,582	43,121	42,123
うち基準内繰入金	56,908	53,708	50,400	47,273	45,031	42,732	42,139	43,636	43,413	42,460	42,004	41,012
うち基準外繰入金	874	1,168	1,162	1,156	1,150	1,145	1,139	1,133	1,128	1,122	1,116	1,111
資本的収支分	8,538	11,053	2,995	19,916	17,388	20,809	22,863	20,160	21,090	20,699	20,742	13,763
うち基準内繰入金	4,047	3,538	2,830	2,816	2,802	2,788	2,774	2,760	2,746	2,732	2,719	2,705
うち基準外繰入金	4,491	7,515	165	17,100	14,586	18,021	20,089	17,400	18,344	17,967	18,023	11,058
合 計	66,320	65,929	54,557	68,345	63,569	64,685	66,141	64,929	65,630	64,281	63,863	55,886